

平成30年度第2回高山市環境審議会 議事要旨

日 時：平成31年3月13日（水） 午後3時～5時05分

場 所：高山市役所4階 特別会議室

出席者：梶井 正美（★会長 高山市民憲章推進協議会）

小野木三郎（★副会長 学識経験者）

大森 清孝（学識経験者）

下通 浩子（学識経験者）

圓田 辰吉（学識経験者）

岩本 洋子（高山市農業委員会）

寺田 俊明（荘川町まちづくり協議会）

中川 正（高山市森づくり委員会）

河渡 正暁（高山市快適環境づくり市民会議）

今井久和子（高山生活学校）

森口 弘樹（濃飛乗合自動車（株））

川田 裕司（岐阜県（飛騨県事務所環境課）） 計 12名

欠席者：松井多美子（高山商工会議所（女性会））

岡田 賛三（ひだ自然エネルギー協議会）

都竹 雅弘（中部電力（株）高山営業所） 計 3名

事務局：環境政策部長 田中 裕

環境政策推進課 課長 清水一徳、係長 野首勇人、山郷三昭
担当 松場実千雄、山本貴央

生活環境課 課長 小林一正、担当監 清水弘一
係長 垣根和宏、牧ヶ野英明

議 事：1 開会

2 市長あいさつ

3 議事

(1) 環境施策の進捗状況について

(2) 第三次環境基本計画の中間見直しについて

(3) 生物多様性ひだたかやま戦略の中間見直しについて

4 その他

(1) 荘川町六厩地内における産業廃棄物最終処分場計画について

5 閉会

配付資料：資料1 環境施策の進捗状況

資料2 第三次環境基本計画の中間見直しについて

資料3 生物多様性ひだたかやま戦略の中間見直しについて

資料4 荘川町六厩地内における産業廃棄物最終処分場計画の説明資料

議事要旨：

1 開会（午後3：00）

清水環境政策推進課長進行

2 市長あいさつ

國島市長

3 議事

（1）環境施策の進捗状況について

事務局（山郷係長、松場）：資料説明

（小野木副会長）

中部山岳国立公園に御嶽山が入っていないことがまず課題だと思う。高山市の立場としては「北アルプス」は「飛騨山脈」と表記し、御嶽山は飛騨山脈に含まれていることをもっと認識する必要がある。今回、岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会が設立されたことはいいことだが、構成員に同じ高山市なのに飛騨高根観光協会や飛騨あさひ観光協会が入っていないのが残念である。五色ヶ原と乗鞍ばかりに目を向けず、協議会の名前も岐阜県飛騨山脈活性化協議会にして御嶽にも目を向け、御嶽山を含めてもらうよう県に働きかけ、飛騨高根観光協会や飛騨あさひ観光協会も構成員に入れてほしい。

（2）第三次環境基本計画の中間見直しについて

事務局（松場）：資料説明

（川田委員）

社会情勢の変化への対応の中にプラスチックゴミと食品ロスの低減についても検討に加えてほしい。

（河渡委員）

平成27年にフロン排出抑制法ができて大型の冷凍機や空調機の管理、処分など厳しく取り締まるようになったが、フロンガスのことも入れた方がいいのではないか。

（川田委員）

大型冷凍機のフロンガスの立入調査や指導については県の仕事だが、市の施設にある大型冷凍機や大型空調機の管理の徹底や普及啓発について進めてもらうことも検討に加えてほしい。

（清水環境政策推進課長）

いただいたご意見については検討させていただく。また新しい情報があれば教えていただき見直しの中で検討していきたい。

(3) 生物多様性ひだたかやま戦略の中間見直しについて

事務局(山本)：資料説明

(小野木副会長)

戦略の見直しにあたり、民間の研究者の意見を取り入れる必要がある。全面的に具体的戦略に欠けている点を見直したい。オシドリなど野生生物の生態調査をするなど具体的な行動が必要である。

4 その他

・ 荘川町六厩地内における産業廃棄物最終処分場計画について

事務局(小林課長)：資料説明

(寺田委員)

事業者の説明会に出席したが、会社の体質について疑問である。80通の意見書の回答を読んだが、地元と合意する意思が全く見られない。どこかに作らなければいけない物ではあるが、それが荘川の六厩に作る必要があるのか、みなさんと一緒に考えていきたい。

(小野木副会長)

事業者が集めてくるごみはどこから集まってくるのか。

(寺田委員)

全国のごみが集まってくる。

(梶井会長)

荘川地区は白山ユネスコエコパークにも登録されている場所だが、そういう場所に建設することについての意見はどうだったのか。

(寺田委員)

それについての意見もたくさんあった。それに対し事業者は、白山エコパークは人間と自然が共生することだから最終処分場を作ることによって共生することができるのだからいいという回答だった。

(大森委員)

東海北陸道を作る際の松ノ木峠のボーリング調査で牧ヶ洞断層帯の湧き水から酸性度の高い地下水が出たことがあった。酸性度が高いためトンネルを作っても強度を保てないのでトンネルをあきらめたという事情がある。この処理場は松ノ木PAに近く、酸性度の高い地下水が通っているということは、最終処分場が壊れ汚れた水が流れ出すリスクが高い場所であるという共通認識が必要。

(川田委員)

事業計画書は昨年9月に県に事業者から提出され、審査を行うのに必要な書類がそろっていないのでその書類の提出を事業者に求めていたところ、準備するのに時間がかかるということで事業者が2月に取り下げたというのが現在の状況である。インターネット上で県は事業計画を了承している、していないという書き込みもあるが、県は審査に取りかかっている状況である。

飛騨市の前例では事業計画書を出して県が審査して補正指示を出すまでに約1年半かかっており、環境アセスメントを実施するだけでも最低1年以上はかかる。環境影響調査のやり方に対する説明会の意見の応答や、調査結果を踏まえた意見の応答といった住民との意見交換の手续が控えているということをご理解願いたい。

説明会の場や、説明会に参加できなくても意見書を提出できる機会は説明会の直後にあるので、ぜひ皆さんの意見を出してほしい。

(梶井会長)

環境アセスメントの調査をする県の機関はあるのか。

(川田委員)

環境アセスメント条例に基づく環境影響評価委員会といった組織がある。アセスメント条例によるものは、多岐にわたる調査をしなければならないので、民間の委員が入っている環境影響評価委員会の審議にかかってくる。

(寺田委員)

事業計画書の審査が通ったら、あとは県の審査は環境アセスしか残らないということか。

(川田委員)

審査後でも住民から出てきた意見の中で県の審査で漏れていた項目があれば助言指導の中で変えていくことはある。

他には施設の維持管理の計画が実施できるのかという経理的基礎の審査や、刑罰を過去5年以内に受けていないかという欠格要件の審査といった廃棄物処理法の法許可申請のところで別途審査する項目がある。手続に関する質問があれば県事務所に遠慮なくお問い合わせいただきたい。

5 閉会（午後5：05）